



特集 よみがえる教育勅語 教育の右傾化

教育勅語と使徒信条？

■ 光延一郎 (イエズス会 上智大学神学部)

ネットウヨと教育勅語

私は大学で、新入生向けの「キリスト教の人間観と現代社会の諸問題」という科目を担当しています。歴史認識や憲法、人権について、現政権に批判的な題材も扱うのですが、そうすると学生の中に一定数いる「ネット右翼的」考えの持ち主、すなわち歴史修正主義の言説に縛られた者がとげとげしい言葉で反論してくることがあります。北朝鮮のミサイルや中国の軍事的脅威、世界中で起こるテロの前で、愛とか自由とか平和とか、甘いことを言ってるんじゃない、

力には力で向かうのが世界の現実だ、などと…。そういう学生は、社会や歴史について、狭い経験と自己中心的な知見しか持っていないのですが、家庭で話されることやネットで見聞きしたことを信じて自国への批判を固く拒むその姿勢は、ある種「宗教的な信仰」であるかのようです。しかしそれは、キリスト教におけるような人格的な交わりを通して得られたものというより、限られた知識に頑なに凝り固まる「信仰」なので厄介です。

憲法学者の水島朝穂氏は「歴史修正主義者は、

枝葉を否定して全体をも否定しようとし、
…教育勅語では、枝葉を肯定することで全体
をも肯定する。勅語肯定論と歴史修正主義は裏表
の関係なのかもしれません」と言っています。
ネトウヨ的学生の意見を読んでいると、日本の
社会に浸透している、内には権威的、外には居
丈高な国家・共同体を良しとするエモーション
をあらためて感じさせられます。そして、その
もとにある、長年、教育勅語が日本人に与え続
けた影響の根深さを感じざるをえません。

「教育に関する勅語」（教育勅語）が出された
のは1890年（明治23年）ですが、そのねらいは、
当時展開されつつあった自由民権運動・主権在
民思想をつぶすことだったでしょう。

現在、森友学園の事件などから教育勅語が話
題になり、保守政治家は「一面良いところもあ
る…。今日でも通用する普遍的な内容を含んで
いる」などの答弁を繰り返しています。しかし、
教育勅語が言う親子や兄弟、夫婦、友人の間の
関係についての徳目は、結局「一旦緩急アレハ

義勇公ニ奉シ」、つまり「国家に事変があれば、
一身をささげて皇室国家のために命を捧げよ」
に向けられ、皇室を支える臣民の道徳に収
れんします。核心を見落とした一部を切り出し
て、全体を肯定することはできません。

勅語の核心は「天皇主権」であり、現憲法の
国民主権、基本的人権の尊重と正反対の内容で
す。この天皇制社会の秩序を子どもたちに刷り
込むために、教育勅語は祝祭日の儀式で、日の
丸掲揚、君が代斉唱のもとで奉読され、また子
どもたちは日々「奉安殿」（P.4写真）に安置さ
れた天皇・皇后の写真（「御真影」）と教育勅語
謄本に拝礼し、修身を中心とした授業によって
その信条を叩き込まれました。儀式、また文言
の暗記ができない者は罰を受けるなど、強制と
脅しによる身体的動作反覆で刷り込まれた天皇
への畏敬の念は、真面目で責任感が強い人ほど
深く浸透し、その宗教的効果（マインドコント
ロール）は絶大でした。学校は、社会認識がま
だ白紙状態の子どもたちに、教育勅語により天
皇絶対の「忠君愛国」をうえつけ、「国体」を

支える国民を養成する最強の国家機関となりま
した。空襲などに対して「御真影」を「守護」
するために死亡した教師や生徒が多数いたとい
います。そして自由を否定し、すべてを「忠君
愛国」の型に押し込む教育が、結果として昭和
の戦争の大惨事を招いたわけでしょう。

国家宗教教典として教育勅語

さて、私たちキリスト者は、こうした歴史の
宗教的側面を見逃すことはできません。

教育勅語は、大日本帝国憲法（明治憲法・
1889年）とセットとなる国家神道体制の教典化
であり、帝国憲法第3条で言われる「天皇は神
聖にして侵すべからず」を国民の間に具体的に
拡散貫徹するための、国家宗教に結ばれた教育
の宣言でした。そしてその精神は兵役における
軍人勅諭（1882年）に直結しています。

神道は、幕末維新时期に新たな政治体制を構築
するためのイデオロギーとして興隆しましたが、
従来の神社神道と皇室神道を人為的に結びつけ
て形成されたのが国家神道です。それは、幕藩
制支配の打倒という政治目標と、天皇の古代的
宗教的権威の復活という尊王思想との合致の産
物でした。

神社神道は、19世紀半ばにいたるまで、概ね
地域ごとの素朴な共同体祭祀を担うものでした。
今でも、地元の神社の祭礼のために町内会で平
気で寄付が集められたりするように、神道では、
祭祀を行う宗教集団と住民社会は重なり合っ
ていました。宗教集団への参加は地縁において自
然形成的であり、また強制的です。国家神道は、
こうした古代自然宗教の特性を復活させ、その
規模を国家的に拡大して、国民に対して国家へ
の無条件の忠誠を要求しました。明治政府は、
この国家宗教によって、世界史上類例のない全
面的な国民支配を手にしたのでした。

明治政府は、信教の自由を当然とする西洋諸
国への手前、憲法に「日本臣民は安寧秩序を妨
げず及び臣民たるの義務に背かざる限りにおい
て信教の自由を有す」（第28条）との条項も盛
り込みました。これにより、その他の宗教は、

宗教公認制度によって統制下におかれ、キリスト教も文部省と地方庁の監督下に置かれました。

もちろん明治政府が示した政教分離と信教の自由は疑似的です。国家神道は、一方で、祭祀と宗教の分離により「超宗教」であるとされ、自ら宗教でないことをたてまえとしつつ、しかし他方で、天皇を宗教的絶対者として奉拝する実質的な国家宗教であるという矛盾をはらんでいました。教育の場で、この国家権力の宗教性を補完する役割を果たしたのが教育勅語でした。

日本の歴史は、やがて日清・日露戦争を通じ「神国日本」の絶対的優越性と全世界を指導する聖なる使命意識を生み出し、侵略へとひた走ることとなります。戦死者の急増とともに、戦争遂行を鼓舞する軍事的かつ国家神道施設である靖国神社の存在意義も重くなりました。こうして国家神道は、敬神崇祖から軍事国家イデオロギーへと展開し、内政における天皇帰一の家族的國家観、および外に向かつての排外思想を宗教的に基礎づけることとなります。日本が、このように軍事的侵略的に展開していったのは、絶対的な権威を押し立て、その偶像のもとで少数の権力者たちが利益を分け合うシステムのためのイデオロギーとなった国家神道体制がはらむ暴力性の当然の結末だったでしょう。

こうした国家神道の支配は、19世紀後半以来80年間も続きました。その結果は、さまざまですが、私は、まず諸宗教の自主的・創造的な自己展開を阻み、国民の宗教に対する関心を低下させ、日本社会全体に宗教とその社会的役割についての過小評価を定着させたことを挙げたいと思います。

また、国家神道の支配は、民主的な政治・信教の自由など、近代社会に生きる国民の宗教意識、人権意識、生活意識の成長をも阻害し続けました。国家神道は、民主主義とは原理的に対極にありますが、しかしそれは現代にいたるまで、国民の生活意識のすみずみに浸透し広い影響を及ぼしているように思います。日本の政権が著しく右傾化し、靖国神社への政治家の参拝

などが国家神道復古のすう勢を意図的に高めようとしているなど、国家神道と政治の関係は、いまだに現代日本の問題です。

日本人の人はこうした支配のシステムをどうして易々と受け容れたのでしょうか？ それは、こんなふうに説明されるかもしれません。…日本は島国であり、国土、人種、言語の自然形成的な統一が早くから成立していた。そのため、変革の時期にも権力の交代が不徹底であり、旧権力が重層的に温存された。その中心が天皇制であり、それがある種の宗教権威として存続し続けた。また日本人の伝統的な宗教観念には、神と人間の間の断絶の感覚が乏しく、聖と世俗の境界もあいまいにされてきたため、政治と宗教の間の緊張や両者の間の区別と限界についての合理的判断が発達しなかった。これがさらに儒教に基づく封建的忠誠観念や祖先崇拝観念と結合し、家父長制的家族道徳を基本とする国家観を温存することとなったから…。

日本の支配者は、昔から宗教の扱いが非常に巧みでした。ある場合には、宗教を自分の権力のために徹底的に利用し、またある場合には、迫害し、また偶像崇拝へ誘い込むことで、宗教の自由な発露を抑制してきました。キリスト教は権力が偶像になることに対して最も鋭敏な感受性をもっていたからこそ、過酷に迫害されました。しかし明治以後のキリスト教は、一部のプロテスタントを除き、国家神道に妥協してきたと言えるでしょう。

その際、支配者と信者は、ひそかに共謀してキリスト教を個人の宗教体験に追いこみ、救いを天上に求めさせることで非政治化、無力化してきたとも言えるでしょう。支配者が最も恐れるのは、宗教が民衆の社会変革ダイナミズムと結びつくことです。それゆえ支配者は、その宗教のもつ変革ヴィジョンの実現が、この世界ではなく「あの世」で行われると担保される限りで、その宗教を容認します。そこで宗教信者は、自らの変革のヴィジョンを「霊的」な領域だけに限ってしまう誘惑にさらされてしまうのです。



東京・大田区の長慶寺境内に残る奉安殿。長慶寺住職も、いつ、どこから移転されたのかなど詳細は不明とのこと。現在は稲荷神社に転用されている。

教育勅語支配に対するキリスト教

ある外国人神父は「教育勅語は『カトリックの倫理綱領と同じ』であり、『日本人としての根本倫理』を表したものだ」と言ったそうです。もちろんこれは誤りです。しかし、長年日本で宣教し、日本人の心情に寄り添おうと努めてきた宣教師が、いつしかこう考えざるをえなくなっていくという事情も理解できます。教育勅語の影響はそれほどまでに日本人の中に深く浸透し、その時代を生き残った者にとっては、この枠を越えることは不可能だったのでしょうか。おそらく明治以来の多くの日本人は、自身の内面が国家神道によって支配されているなどということすら、みじんも意識してこなかったのではないのでしょうか。

宣教師たちは、日本のカトリック信仰には「感受性のまさった、理屈の少ない、神的なものを感じて自我を完全に没却し讃仰一途に没入する」独自の姿があり、「祈りの中に身を置く」という宗教的実在に対する深さと靈感が、修道院、家庭において容易に感じられると言っ

ていました（ロゲンドルフ編『現代日本とカトリシズム』1958年）。

人間の内面への超越、すなわち自己否定を修養することによって自らの無を自覚し、その根底で「絶対無」なる超越者と出会うことにこそ、日本人の宗教性の特徴が見出されるという哲学者や宗教家も多くいます。

こうした生来の深い祈りの精神は、日本の土壌で培われた貴重な遺産ではあるでしょう。しかしながら、そうした静かな内面的沈潜は、単なる現状維持や社会状況への忍従という受動性だけに留まっていたか、とも問われねばなりません。日本の政治権力は、人々のそうした穏やかで内向きな性質を利用して、絶えず宗教とその救い、自由を抑圧し、偏向させ、自らの政治目的のための道具としてきたのですから。

その点で、民衆の心の灯（ロウソク）が平和的に指導者を交代させ、今、カトリックの大統領が指導する隣国韓国から、私たちが学ぶことは多くあると思います。韓国のキリスト教は、長年、政治的な受難の状況に目を閉ざさず、不当に対して立ち上がり、民主化を勝ちとり、また疎外される社会的弱者の側に立つ運動を進める霊性を磨いてきました。それは「敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい」とのイエスの歩みにおいて、復讐の連鎖を断ち切り、より普遍的な価値をつかみ取ることで、被害者ばかりでなく加害者をも共に救う道を開こうとする歩みだったと思います。

イエスが示した「神の国」は、単に「霊的」なものではなく、神の愛が生きる場をこの世界に拓くことでもありました。私たち日本のカトリック者は、いまだに国民を無意識のうちに縛っている国家神道、その核心を語る教育勅語の影響、すなわち神でなく人間のエゴが絶対化する体制の本質とその権力の欺瞞性とははっきり自覚することがきわめて重要な課題だと認めねばならぬと思います。



正義と平和は抱きあう

■ 大口玲子 (歌人)

2017年8月9日、私は生まれて初めて長崎で原爆の日を迎えた。11時2分の「その時」は原爆資料館のエントランスロビーにおり、黙禱の最中に私はある一人を思い出さずにはいられなかった。長崎の歌人、竹山広さんである。25歳で被爆、90歳で亡くなるまで多くの作品を残した竹山さんから、私は歌人としてもカトリック信者としても大きな影響を受けてきた。私が初めてミサに与ったのは2006年だったが、それは、竹山さんの自宅を訪ねた後、竹山さんがずっと大切にしてきたものを知りたいという探究心から浦上教会に行ったのがきっかけである。当時私は仙台市に住んでいたが、その後はごく自然ななりゆきとして教会に通いはじめ、長男を妊娠中の大きなお腹で洗礼を受けたのが2008年。「自然ななりゆき」と書いたけれど、本当は、竹山さんを通して私は強く呼ばれていたのだ。今振り返ってみると、そうとしか思えない。

2011年3月11日14時46分、東日本大震災が起きた「その時」は、仙台の自宅にいた。2歳の息子連れて仙台を離れたのは8日後。原発事故が子どもの健康に与える影響を懸念しての避難だった。親類縁者のいない長崎に滞在することになったのは、短歌の仲間がいたことも大きかったが、一年前に亡くなった竹山さんの存在も大きかった。竹山さんとお会いしていなければ、あてもなく長崎まで行くこともなかっただろう。

・原爆を知れるは広島と長崎にて日本といふ国にはあらず

竹山さんの遺歌集『地の世』(2010)におさめられている一首である。東日本大震災前



の作品でありながら、震災後にあきらかになった「日本といふ国」のさまざまなほころびの原因について読者に深く考えさせる重みと凄みがある。「原爆を知っているのは広島と長崎だけ」「原発事故を知っているのは福島だけ」「アメリカ統治と基地を知っているのは沖縄だけ」……このようにつきつめて考えてみると、東日本大震災を体験して初めて、私自身も深刻な事態が身近に起こるまで無関心であり続けたことがわかる。

8月13日のミサの答唱詩編に、「正義と平和は抱きあう」とあるのが目にとまった。新共同訳の「詩編」(85・11)では「正義と平和は口づけし」。「抱きあう」も「口づけする」も、日本語ではどこか甘美な響きのある表現であるが、正義と平和の真の実現のためには、私たち一人ひとりの地道な働きが必要だろう。そして私たちの働きの第一歩は、まず現実を「知る」ことなしには始まらない。そう思いつつ、詩編の言葉を味わっている。

安倍政権による教育勅語の復活を許してはならない

■ 俵 義文 (子どもと教科書全国ネット21事務局長)

はじめに

森友学園塚本幼稚園の園児たちが、「日の丸」に向かって教育勅語を暗唱する動画がインターネットやテレビで放映され、多くの人びとが衝撃を受けました。安倍政権は、園児による教育勅語暗唱を容認する答弁をしました。これについて多くの市民がショックを受け、今の日本の現状に大きな危惧・不安感を抱きました。そこで、教育勅語とは何か、それは日本の歴史の中でどのような役割を果たしたのか、なぜ、いま教育勅語が問題になっているのかなどについて、私の考えをお伝えします。

教育勅語って何だろう

1889年2月、大日本帝国憲法（明治憲法）が公布され、翌90年10月30日に明治天皇の名で「教育に関する勅語」（教育勅語）が公布されました。教育勅語（以下、勅語）は君主である天皇がその「臣民」（天皇の支配下にある人民）に守るべき徳目を要求した言葉です。勅語が臣民に求める「汝臣民は、父母に孝行、兄弟姉妹仲良くし、夫婦互いに睦み合い」（文科省訳）などの徳目は、すべて「一旦緩急あれば（戦争になれば）」天皇（国家）のためにすすんで命を投げ出す、という徳目を身に付けるため、という構造です。

公布の1年後には、「修身」（今日の道徳にあたる）は勅語の趣旨に基づいて教えることを小学校教則大綱で決めました。そして、国定教科書「修身」の4・5・6年生用には最初のページに勅語が掲載され、子どもたちに勅語を暗記・暗唱するよう指導し、勅語は「御真影」（天皇の写真）と一緒に校内の奉安殿（p.4写真）にまつられました。この勅語と「筆頭教科」の修身を中心とした教育によって、子どもたちは「軍国少女」「軍国少年」として育てられ、非常時には命を投げ出せという勅語の教え

の通りに戦場に駆り出されたのです。

戦後の教育勅語排除・失効決議

1947年に日本国憲法・教育基本法が施行され、翌48年6月19日、国会で勅語の排除（衆議院）、失効（参議院）決議が行われました。衆議院の排除決議は、勅語の「根本的理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残す」とし、「政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである」としました。

参議院の失効決議は、憲法・教育基本法制定で「(戦前の)教育の誤りを徹底的に払拭」し「民主主義的教育理念をおごそかに宣明した」結果、教育勅語は廃止され効力を失っていると強調しています。

この衆議院の決議を受けて、当時の森戸辰男文相は「教育勅語は明治憲法を思想的背景といたしておるものでありますから、その基調において新憲法の精神に合致しがたいものであることは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命をともにいたすべきもの」と述べ、「将来濫用される危険」のないようにすべきと主張していました。

学校の教材に教育勅語容認の閣議決定

安倍政権は2017年3月31日、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されない」と閣議決定しました。この閣議決定は、教育勅語の復活をねらうものであり、「戦争する国」の教育をめざす、道徳の教科化や新学習指導要領（指導要領）と一体のものだといえます。

菅義偉官房長官は、勅語の「親を大切にする、兄弟仲良くする、友達を信じ合う」などを道徳の教材として使ってよいとし、稲田朋美防衛相

は、「教育勅語の中にある親孝行とか、夫婦仲よくするとか、友達を大切にするとか、日本は世界中から尊敬される道義国家をめざすべきだ」という考え方が核だと認識している」「教育勅語の精神である…核の部分は取り戻すべきだ」（17年3月9日参議院外交防衛委員会）と答弁し、松野博一文科相は、「教育勅語を授業に活用することは、適切な配慮の下であれば問題ない」とし、義家弘介文科副大臣は、森友学園の幼稚園で勅語を朗読するのは「教育基本法に反しない限りは問題ない行為」と答弁しました。

稲田発言の背景には、日本会議の政策、2006年当時の安倍首相や稲田氏自身の発言があります。日本会議は「教育勅語を復活すべきだ」と主張し、安倍首相は「『夫婦は温かい家庭を築き…』など大変素晴らしい理念が書いてある」（06年6月2日衆議院教育基本法特別委員会）と褒めています。稲田防衛相は、「教育勅語は、天皇陛下が象徴するところの日本という国、民族全体のために命をかけるということ」「（最後の）一行も含めて教育勅語の精神は取り戻すべき」だと主張し、「教育勅語の素読をしている幼稚園が大阪にある」といって、森友学園塚本幼稚園の教育内容を称賛していました（『WILL』06年10月号）。

戦前・戦中の修身の復活ともいえる「特別の教科 道徳」を筆頭教科とする授業が18年4月から小学校ではじまりますが、それを前に、修身教育のもとになった勅語の復活が画策されていることはきわめて重大なことです。

教育勅語の内容を教材に使うことは許されない

安倍政権や自民党政治家たちは、勅語の「親孝行や兄弟仲良く、夫婦相和し」などの徳目は今日でも通用する普遍的なものだと主張しています。だから、勅語の徳目は現在でも通用する、学校で教材として教えてもよい、道徳教育の最良の教材だということです。

しかし、はたしてそうでしょうか。前述した内容と構造からみても、勅語は日本国憲法や教育基本法とは相容れません。排除決議の趣旨説

明で、松本淳造衆院文教委員長（当時）は「勅語という枠の中にある以上、勅語そのものが持つ根本原理をわれわれとしては現在認めることができない」と述べています。勅語全体の構造を抜きに部分だけ取り出して「いいところもある」「普遍的」とするのは誤りです。

勅語がいう親子・夫婦・兄弟などは、明治憲法と旧民法下での家族関係であり、父親や夫への絶対服従、長子相続の原則における関係です。どんなDVの父親や夫にも黙って従え、長男には逆らうなという絶対服従の「道徳」であり、日本国憲法の下では相容れない徳目なのです。

仮に、親孝行や家族愛などの徳目を道徳教育で教えたいのであれば、排除・失効決議によって効力が消滅し「明治憲法と運命をともにいたすべき」（森戸辰男）勅語を教材にする必要はありません。勅語を容認する閣議決定をしたのは別の意図・目的があるとしか思われません。

安倍「教育再生」政策がめざすもの

安倍政権は憲法改悪と一体のものとして、改悪後の「国のかたち」を先取りした「教育再生」政策を推し進めています。2006年教育基本法は、国家のための教育（「国家教育権」）を基本的立場とし、憲法とは相反するものです。安倍首相は「06年教育基本法改正の一丁目一番地は道徳教育の充実である」と主張しています。安倍「教育再生」政策は、①グローバル競争に勝ち抜くために大企業が求める「人材」（ひとにぎりのエリートと圧倒的多数の従順な労働者）育成（新自由主義）、②「戦争する国」の「人材」（「国防軍」の兵士とそれを支え戦争を支持する人々）育成（国家主義）をめざすものです。

教育の目的は一人ひとりの子どもの「人格の完成」をめざすものであり、「人材（もの）」ではなく「人間」を育てることです。安倍政権・文科省などは子どもを「人材」としか見ていません。

安倍政権の「教育再生」政策のうち、今日の要である道徳の教科化と新学習指導要領につい

て取り上げます。

(1) 「特別の教科 道徳」

道徳が「特別の教科 道徳」として正規の教科に格上げされました。正規の教科になれば評価が実施され、検定教科書の使用が強制されます。18年度から子どもたちの心の中や態度が「道徳的か否か」で評価されます。また、文科省が17年3月24日に検定公開した道徳教科書は、国が定めた各学年19～22の徳目をすべて盛り込み、8社のほとんどが横並びの内容で、教科書を学ぶことによって道徳心、愛国心が子どもたちに刷り込まれることとなります。

戦前・戦中は、明治憲法と教育勅語の下で、国定教科書による教育が行われましたが、「修身」は「特別の教科」として全教科の上に立つ「筆頭教科」でした。今回の、「特別の教科道徳」の「特別」とは、道徳を「筆頭教科」にして他の全教科の上におき、道徳によって全ての教科を統制する役割をさせるということです。これはまさに戦前の「修身」の復活といっても過言ではありません。

前述のように、安倍政権によって教育勅語の復活がねらわれ、新指導要領に自衛隊のみが実践している銃剣道の指導が盛り込まれたのもこれと無関係ではありません。

(2) 新学習指導要領の問題点

2017年3月31日に告示された新学習指導要領（指導要領）は、子どもが国家・社会（企業）に役立つ「人材」として身につけるべきものとして、「学力」ではなく「資質・能力」を規定しています。「育成すべき資質・能力」の頂点に立つのは道徳性とされ、「特別の教科道徳」が重要な位置になっています。そして、「何を理解しているか何ができるか」（知識・技能）、「理解していること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」を3つの柱と位置づけ、それによって「学びに向かう力、人間性等」が身につくとしています。知育・徳育・体育のなかで徳育（道徳教

育）が中心的に位置づけられています。

「どのように学ぶか」では、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）が強調され、道徳教育でも、道徳性を養うために、自ら考え、理解し、行動するなど主体的に学習することが求められています。

これまでの指導要領は、教育内容だけを決めていました（教育内容の統制）が、新指導要領は、教育内容だけでなく、子どもの学び方、指導方法、評価、学校管理を一体として学校教育・学校制度全体を国が統制することをめざしています。この学校運営には、「カリキュラム・マネジメント」が導入され、企業の製品管理のための合理化の手法であるPDCAサイクルが強調されています。商品は均質なものの生産が必要ですが、教育に企業の「商品生産」と同じ手法を取り入れる暴挙です。こどもを一人ひとり個性と人格をもった人間として育てる教育から、子どもの個性を無視して均質な「人材」（商品）をつくる教育をめざすものです。

同時に改訂された「保育所保育指針」（厚労省所轄）には、初めて「国旗・国歌」の表記が加わり、「幼稚園教育要領」にも現行の「国旗」に加え「国歌」が盛り込まれました。幼児期から「日の丸・君が代」を強制するのです。

森友学園の教育は、日本会議の教育方針の具体化、安倍政権がめざす「戦争する国」の教育を体現したものです。道徳の教科化や新学習指導要領は森友学園の教育を全国の学校で実現しようとするものです。

森友学園の教育は、安倍「教育再生」政策＝「特別の教科 道徳」と新指導要領がめざす教育を先取りしたもので、森友学園は安倍政権が目指す教育の「モデル校」だったといえます。

以上みてきたように、安倍「教育再生」は、大企業と「戦争する国」の「人材」づくりをめざすもので、自民党がめざす改憲後の国のかたちを先取りしたものです。それは、大きな問題になっている森友学園の偏向教育、洗脳教育を全国の学校でめざすものであり、「教育の総動員体制」づくりといえる危険なものです。

教科化される「道徳」における「良心」と「畏敬の念」 「宗教的情操の涵養」からの歴史を検証しつつ

■ 三宅晶子 (千葉大学/ドイツ文学)

1. 道徳学習指導要領における「良心」とは何か

来々年2018年4月1日から小学校で道徳が正式な教科となり、検定教科書使用と成績評価が義務付けられます。この「道徳」は、どのような価値観を教えることを目指しているのでしょうか。2015年に改訂された学習指導要領では、道徳における「四つの視点」の最後「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」¹で、[生命の尊さ][自然愛護]の項目の後に、以下の2項目をおいて次のように説明しています。

[感動、畏敬の念] 美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。

[よりよく生きる喜び] 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きる喜びを見いだすこと。[下線論者 以下同様]

「中学校学習指導要領解説」では、さらに次のように説明して、それを「気高さ」であるとしています。

良心とは、…善を行うことを命じ、悪を退けることを求める心の働きである。義務の観念と深く関わり、義務を遂行できなかつたとき、深い後悔の念を抱き、義務を遂行でき他者との絆を守れたとき本来の自己を取り戻せたとして喜びを感じる。²

ここでは、良心が「義務」と関連付けられ、「義務を遂行」→「他者との絆」→「本来の自己を取り戻す」というプロセスが当然の前提とされています。しかし、自己の良心がもつ「善」の価値観が他者や社会の価値観と異なる場合には、自らの良心に従って善を行うことは、良心の「自由」という「人権」を行使する行為となり、むしろ、他者や社会が課す義務と衝突し、「絆」が断ち切れ、そ

れによってのみ「本来の自己を取り戻す」ことが可能になることもあり得ます。戦時下や全体主義体制下の抵抗者たちは、このような孤立に追い込まれました。逆にここで述べられている「義務」が自ら課した義務ではなく外から与えられた義務を無批判的に遂行することであるならば、それはコンフォーミズム（体制順応主義）となりかねません。「弱さや醜さを克服する強さ」も、その努力が向かっていく方向性を判断する力、価値観が重要です。たとえば、要求される成績や仕事をこなすために弱さを克服しようとし続けるならば、新自由主義のブラックな労働市場でも耐えられる労働者を形成するネオリベ教育になるでしょう。死にたくない、殺したくないという当然の本音を「弱さや醜さ」として克服し、国家の「存立危機事態」の際には攻撃は必要とする価値観へと向かうならば、21世紀の新たな戦争へ向けての教育となるでしょう。教育勅語は、天皇を「神聖にして侵すべからず」とした臣民道徳でした。そこには国民の、ましてや「非国民」や外国人にも認めるべき「侵すことのできない人間の尊厳」、それを尊重する「人権」の思想はありませんでした。「人間の尊厳」「人権」という価値観を基盤にすることなく「国を愛する態度」を求める道徳は、容易に教育勅語的な集団主義の倫理になってしまうでしょう。

2. 「宗教的情操の涵養」と「畏敬の念」— 情緒的崇高さに向けた感情共同体

先ほどご紹介したDの視点のもうひとつの目標「人間の力を超えたものに対する畏敬の念」とは何でしょうか。この言葉は、かつて戦争体制に向かっていく中で導入された「宗教的情操の涵養」を引き継いで使われてきた概念です。

昭和初期、全国各地で同盟休校・校長排斥・軍事教練反対などが起こっていく中、文部省は「思想善導」の手段として「宗教的情操の

涵養」という用語を使って、教育現場に宗教講話・神道式儀礼などを導入していきました。1932年、上智大生神社参拝拒否による軍事教官引き上げ問題を機に、カトリック東京教区アレキシス・シャンボン大司教は、神社参拝は宗教的礼拝を意味するものであるかを問い、文部省は、神社参拝は「教育上の理由にもとづくものにして此の場合に学生生徒児童の団体が要求せらるる敬礼は愛国心の発露と忠誠を現はすものに外ならず」と回答し、上智大学も参拝を実施していくことになりました。1935年には訓令「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」が出され、「宗派的教育を施すことは絶対に之を許さざるも…宗教的情操の涵養を図るは極めて必要なり 但し学校教育は固より教育勅語を中心として行なわるべきものなるが故に之と矛盾するが如き内容及方法を以て宗教的情操の涵養するが如きことあるべからず」としました。こうして「宗教的情操の涵養」の名のもとに、「教育勅語を中心」として、「神聖にして侵すべからず」とされた天皇と皇国日本の悠久の大義への崇拜の儀礼と情操が、他宗教を統合・排除・弾圧しつつ教育されていき、キリスト教大学においてもチャペルを閉鎖し、戦死者の慰霊式を神道儀式で行うような状況に至ったのです。

戦後、1948年に教育勅語の排除・失効の決議がなされたことは知られていますが、1946年、憲法公布（11月3日）に先立つ8月15日第90回帝国議会は「宗教的情操教育に関する決議」で「宗教的情操教育」の必要性を訴えています。その後、この概念は1966年「期待される人間像」（中央教育審議会答申）では「生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念が真の宗教的情操であり」と定義され、「畏敬の念」は1977年学習指導要領で「人間の力を超えたものに対して畏敬の念をもつように努める」という文言で教育現場に導入され、現在「教科化」で評価の対象になろうとしているのです。³ 曖昧なだけに、授業で使うには危険を伴う概念です。⁴

文部科学省が作成した『私たちの道徳』（5.6年）では、「権利」を普遍的な人権として教えるの

ではなく「資格や能力」（p.124）に切り詰めていますが、それはまさに立憲主義の土台である人権をもった主体を切り崩す「権利」概念を授業の場で体得させることにほかなりません。対等な市民同士が形成する「公共」社会ではなく、「公」をいわば「お上」として見上げる同調圧力的な心性は、「御真影」「教育勅語」という「物神」がなくなった戦後も学校儀式の場で「国旗・国歌」とともに聖性・不可侵性を作り出しており、それらの儀式とともに情緒の指向性を作り出してきたのが戦前から戦後の「宗教的情操」であり「畏敬の念」の歴史的水脈です。「畏敬の念」は、「天皇」という対象を失効させた後もその国民共同体的でヘゲモニックな国民感情のシステムを存続させる記憶のキーワードのような役割を果たしているのではないのでしょうか。基本的人権を曖昧にしつつ、民族を「自然」として受け入れ「国を愛する」心と態度を要求し、普遍性を装う超越性への「畏敬の念」へと向かわせる教育が、果たして必要でしょうか。今、グローバル化の時代に求められているのは、むしろ、人間の尊厳を基礎とする普遍的人権の論理を深く学び実践し、国境を超え得る、そして民族・国籍の異なる人々、多様なSOGI（性指向・性自認）の人々と共生し得るシティズンシップを形成していく教育ではないのでしょうか。

1 以前の学習指導要領では「道徳」の4つの視点は「1自分自身 2他の人とのかかわり 3自然や崇高なもののかかわり 4集団や社会とのかかわり」の順番でしたが、改訂で4と3の順番が入れ替わり、個→他者→国家・世界→崇高なものという流れに変わりました。旧指導要領での順番の意味については三宅晶子『心のノート」を考える』（岩波書店 2003年）p.36参照。

2 「中学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編」（2015年7月）p.67。

3 戦前から戦後のより詳しい経緯については、三宅晶子「教科化」に向かう「道徳」その超越的価値観の系譜を検証する—「宗教的情操」から「意見の念」へ—『戦後70年と教育法』（日本教育学会年報第45号、2016、pp.96-106）参照

4 諸富祥彦編著『人間を超えたものへの「畏敬の念」の道徳授業 小学校』（小学館、2007年）では、「虫の知らせがあった」「神の声を聞いた」などの経験を語り、教師が「ほんとうの神とは自分たちの心の中にある」と語る授業例が報告されていますが、授業の場で心の奥の罪や霊に関わる体験、さらには「神」を語らせることは道徳的でしょうか。

「見ている目、聞いている耳」

■ 浜 矩子 (同志社大学教授 経済学)

「見ても見ず、聞いても聞かず、理解できない…」(マタイ13・13)は良くご存じの箇所だ。この後に「種を撒く人」(マタイ13・3)のたとえ話の「種あかし」が続く。

「見ても見ず、聞いても聞かず、理解できない」人々は、せっかく「御国の言葉」(マタイ13・19)が示されても、それを吸収することが出来ない。これは実に厄介なことだ。我が授業やゼミでも、よくこういうことがある。神の御言葉と自分の日常を重ね合わせるのは、いかにも僭越だ。だが、「見ても見ず、聞いても聞かず、理解できない」人々の中に何かを浸透させるのは、何とも難しい。あの手この手を工夫する。それでもダメで、絶句することしばしばだ。イエズス様は、そこを巧みにたとえ話でクリアされて行く。さすがだ。

それはそれとして、「見ても見ず、聞いても聞かず、理解できない」は、「御国の言葉」の吸収難という意味で問題なだけではない。邪悪な言葉を聞き逃すという観点からも、怖いことだと思う。聞き捨てならない言葉をサラッと聞き流してしまう。禁断の発言が発せられても、あっさり聞き逃してしまう。これはとても危険だ。「耳のある者は聞きなさい。」(マタイ13・9)は、光の言葉と同時に、闇の言葉にも当てはまる警鐘だ。

時あたかも今、闇の言葉が次から次へと繰り出されて来る。それらを発射する射撃隊が、かのチーム・アホノミクスである。「働き方改革実行計画」、「人づくり革命」、「人生100年時代構想会議」、「生産性向上国民運動推進協議会」。これらの言葉に対して「見ても見ず、聞いても聞かず、理解できない」を決め込んでいると、大変なことになると思う。

「働き方改革実行計画」の狙いは何か。答えは、この文書の中にちゃんと書いてある。それは「労働生産性の向上」だ。労働者という名の働く機械の生産効率を上げる。それが、彼らの目指すところだ。だからこそ、「生産性向上国民運動」

を推進しなければならないのである。労働マシンの効率を引き上げることで、「強い日本」の経済基盤を固めようとしている。国家主義の経済的枠組み作りに向けて、労働力の総動員体制を構築しようとしている。そのために、我々を革命的な人づくりの対象にしようとしている。

かくして、我々は効率高き労働マシンとなるべく革命的に改造されて行く。そして、「人生100年時代」を通じて、ひたすらお国のために働き続けて行かなければならない。

こんなことがずんずん進められようとしている時、我々は断じて太平楽な「見ても見ず、聞いても聞かず、理解できない」を決め込んでいるわけにはいかない。目を最大限に見開いて、耳の穴を徹底的にかっぽじり、レーザー光線的理解力を発揮して、闇の言葉の暗黒を斬りさばき、打ち払って行く必要がある。

そのためには、今こそ、メディアにしっかりしてもらい必要がある。メディアが我々の中から光の言葉をついばみ取って行く「鳥」(マタイ13・4)の役割を果たしてもらっては困る。メディアが「石だらけで土の少ない」(マタイ13・5)土壌であっては、闇の言葉を察知する我々の感性が枯れてしまう。いわんや、メディアが悪の言葉をはやらせる「茨」(マタイ13・7)と化してしまったのでは、我々は光ある所を見失う。メディアが「良い土地」(マタイ13・8)であってくれなければ、光の言葉が豊かに実を結ぶことは出来ない。メディアが「良い土地」であってくれてこそ、光の言葉の「あるものは百倍、あるものは六十倍、あるものは三十倍にも」(同上)なって行くことが出来る。メディアが「良い土地」であれば、闇の言葉は、決して根を下ろすことが出来ない。そして、メディアに頑張ってもらうためにも、我々が「あなたがたの目は見ているから幸いだ。あなたがたの耳は聞いているから幸いだ」(マタイ13・16)と言っていただけける者たちでなければいけない。

- 1 特集 よみがえる教育勅語 教育の右傾化
教育勅語と使徒信条? 光延一郎
- 5 ひとつぶ 正義と平和は抱きあう 大口玲子
- 6 安倍政権による教育勅語の復活を許してはならない 俵 義文
- 9 教科化される「道徳」における「良心」と「畏敬の念」
「宗教的情操の涵養」からの歴史を検証しつつ 三宅晶子
- 11 連載第7回 小さな泉が川となる 浜 矩子
- 12 まんが「ポストランテの石橋さん」

表紙写真 9月2日、関東大震災94周年 韓国・朝鮮人犠牲者追悼式（一般社団法人ほうせんか主催）が、当時多くの犠牲者を出した荒川河川敷で行われ、ブンムル（朝鮮半島に古くから伝わる伝統芸能）が披露されました。
写真提供 宮島孝至さん（ほうせんか）



事務局
より

正義と平和協議会平和のための脱核部会 日韓脱核懇談会報告

正義と平和 えとせとら...

8月5-6日、広島教区にて、正義と平和協議会平和のための脱核部会の主催で、日韓脱核懇談会を開催しました。日韓脱核懇談会は、脱原発の実現のための国境を越えた連帯形成のため、韓国カトリック司教協議会（CBCK）と協働して行われ、今年で3年目を迎えました。この企画の始まりは、2013年9月にイエズス会下関労働教育センターで始まった日韓草の根の脱原発交流会に遡ります。

5日は、広島教区の協力によって、広島教区平和行事の分科会を主催しました。テーマは「原発と人権-福島事故が与えた課題」と題して、瀬戸大作さん（避難の協同センター事務局長）とソン・ウォンギさん（韓国カンオン大学教授）が講師に立ち、それぞれ、自主避難者の人権問題という、福島事故後に生まれた社会問題と、韓国でカトリック信徒を中心として高まる脱原発運動の発端と近年の成果をお話してくださいました。分科会の終了後は、みんなで脱核部会の幟を手に、平和公園から平和記念聖堂までの平和ウォークに参加しました。

6日は広島市内にある放射線影響研究所で現地学習会を行いました。同研究所は、原爆投下後に被曝の人体影響を研究するため、米国陸軍が設立した放射線傷害調査委員会（ABCC）が前身です。午後はグループで二日間の学びを振り返り、分かち合いを行いました。

今回、韓国からは、CBCK生態環境委員会総務、ソウル大司教区環境司牧委員会委員長のイ・ジェドン神父を中心に16人が参加くださいました。日本からは脱核部会の登録メンバーとスタッフで28人が参加しました。これからも息の長い交流が継続し、国境を越えた脱原発の連帯がさらに拡大することを祈りたいと思います。

（事務局・昼間範子）



vol.206
2017 OCT

発行日 2017年10月1日（隔月発行）
編集発行 日本カトリック正義と平和協議会
〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10
TEL.03-5632-4444 FAX.03-5632-7920
E-mail jccjp@cbcj.catholic.jp

購読料 年 1,500円（送料共）
郵便振替 00190-8-100347
加入者名 カトリック正義と平和協議会

<http://www.jccjp.org>